

## 1．政策及び15年度重点施策等

<b>政 策</b>	証券市場に対する監視機能の強化
<b>15年度 重点施策</b>	監視機能の強化に向けた検討
<b>参考指標</b>	監視機能の強化に向けた検討状況

## 2．政策の目標等

<b>法定任務</b>	預金者、保険契約者、投資者等の保護
<b>基本目標</b>	市場が公正であること
<b>重点目標</b>	証券市場において取引の公正が確保されていること

## 3．政策の内容

証券市場への参加者の裾野を広げ、個人投資家を含め、誰もが安心して参加できるものとしていくためには、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要です。このため、証券取引における不公正取引や発行開示違反の抑止を目的として課徴金制度を導入するとともに、開示書類に虚偽記載があった場合の発行会社に対する損害賠償請求規定を新規発行市場のみから流通市場を含むように拡充し、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等の措置を講ずることとしました。

## 4．現状分析及び外部要因

これまでも、金融庁及び証券取引等監視委員会としては、証券市場の公正確保に向けて積極的に取り組んできたところですが、なお、現状は、証券市場について国民の十分な信頼を得られているとは言いきれない状況にあります。

(参考)証券投資に関する世論調査

「証券投資に関する世論調査」(抜粋)

政府に対する要望について

証券市場の活性化を図り、より多くの個人投資家に市場へ参加してもらうために、

政府はどのようなことをすべきだと思うか聞いたところ、「景気を回復させること」を挙げた者の割合が 56.5%と最も高く、以下、「証券市場において不正な行為が行われないように厳しく規制、監視すること」(45.9%)、「企業に財務状況や証券に関する情報をより分かりやすく公表させること」(30.8%)、「企業に財務状況や証券に関する情報をより早く公表させること」(19.3%)、「企業の財務状況がよく分かるように、会計に関するルールを整備すること」(19.1%)などの順となっている。

なお、「わからない」と答えた者の割合が 16.7%となっている。(複数回答)

以下(略)

【平成 14 年 5 月実施】

内閣府 HP より

また、わが国では、証券取引法違反に対する民事訴訟を通じた責任追及があまり行われていません。その原因については、そもそも不実開示などの違反行為が発見されにくいこと、日本にはクラスアクション(集団訴訟)制度がないことのほか、原告による損害額の立証が事実上困難であることが指摘されています。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

金融審議会金融分科会第一部会を平成 15 年 9 月から 12 月にかけて計 7 回開催し、市場監視機能・体制の強化についても審議を行いました。これらの審議の結果、12 月に金融審議会金融分科会第一部会報告「-市場機能を中核とする金融システムに向けて-」を取りまとめました。

さらに、本報告を踏まえ、市場監視機能・体制の強化のための措置を含む「証券取引法等の一部を改正する法律案」を第 159 回通常国会に提出(16 年 3 月)しました。(同法律案は、16 年 6 月成立)

〔上記法律案の中の市場監視機能・体制強化関連事項〕

証取法上の規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たに行政上の措置として金銭的な負担を課す「課徴金制度」を導入(17 年 4 月施行)

開示書類に虚偽記載があった場合の発行会社に対する損害賠償請求規定を新規発行市場のみから流通市場を含むよう拡充（16年12月施行）

証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大（17年7月施行）

## （2）評価

第159回通常国会において成立した法律に基づく市場監視機能・体制の強化により、以下のような成果が期待されます。

違反行為の抑止・法規制の実効性の強化

刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、行政上の措置としての課徴金制度により、より適切な対応が可能になると考えられます。

また、不実開示を行った者に対して、民事上の責任追及も一定程度容易になると考えられます。

証券会社等の検査の実効性・効率性の更なる向上

これまで、金融庁（検査局）と証券取引等監視委員会に分離されていた検査権限について、原則として監視委員会において行使しうることになることで、証券会社等の検査の実効性・効率性が更に向上するものと考えられます。

## **6．今後の課題**

「証券取引法等の一部を改正する法律」の成立を踏まえ、市場監視機能・体制の強化のための体制整備（審判官、審判手続担当部局及び調査・訴追担当部局）及び新制度の円滑な実施に向けた政令、内閣府令の改正等の作業を速やかに行う必要があります。

また、平成17年度において、市場監視機能・体制の強化のための体制整備（審判官、審判手続担当部局及び調査・訴追担当部局）のための予算・機構定員要求を行う必要があります。

## **7．当該政策に係る端的な結論**

現時点では、成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向けて制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組み（政令、内閣府令の改正等の作業など）を進めていく必要があります。

## **8．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔使用資料等〕

- ・「証券投資に関する世論調査」（平成14年5月）

## **10．担当部局**

総務企画局企画課調査室、市場課